

無免許運転に注意！

免許の種類により、運転することができない自動車を運転して無免許運転として検挙される事案が散見されます。

運転者の中には、勤め先の管理者等から「この自動車は、あなたの免許で運転できる。」等と言われ、自動車検査証を自分の目で確認しないまま自動車を運転したという方もいます。

免許の種類と運転できる自動車を自動車検査証で再確認しましょう！

免許の種類と運転できる自動車

平成29年3月12日施行

	普通自動車 (普通免許)	準中型自動車 (準中型免許)		中型自動車 (中型免許)		大型自動車 (大型免許)
		5tに限る		8tに限る		
受験資格等	18歳以上	平成19年6月2日から平成29年3月11日までに普通免許を取得	18歳以上	平成19年6月1日以前に普通免許を取得	20歳以上 経験2年以上	21歳以上 経験3年以上
車両総重量	3.5t未満	5t未満	3.5t以上 7.5t未満	8t未満	7.5t以上 11t未満	11t以上
最大積載量	2t未満	3t未満	2t以上 4.5t未満	5t未満	4.5t以上6.5t未満	6.5t以上
乗車定員	10人以下	10人以下	10人以下	10人以下	11人以上29人以下	30人以上

無免許運転は、

運転免許の取消処分（欠格2年）

となります。

安全運転管理者等は、運転者の運転免許（免許の種別等）と運転できる自動車を確認するほか、職場における教養等を徹底して無免許運転の防止に努めてください。

